

第 51 回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和 4 年 9 月 22 日 (木)

午前 9 時 45 分～10 時 05 分

場所：長野県庁本庁舎 3 階 特別会議室

議 題

- 1 「医療特別警報」の解除と「医療警報」の発出に伴う呼びかけについて
【資料 1】
- 2 9 月 26 日以降の発生届の限定化に係る県の対応について 【資料 2】
- 3 その他

「医療特別警報」を解除し「医療警報」に切り替えます（案）

令和 4 年 9 月 (22) 日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨等

本県の確保病床使用率は、9月14日に「医療特別警報」の基準である35%を下回り、昨日時点では27.5%と低下が継続しています。また、新規陽性者数の減少も継続しており、医療提供体制への負荷は軽減されつつあります。

このため、「医療特別警報」は解除します。なお、確保病床使用率は依然として25%を超過していることから、「医療警報」に切り替え、医療負荷の更なる軽減を目指します。

また、「医療特別警報」の解除に伴い、圏域の感染警戒レベルは下表のとおりとします。

レベル	圏域【直近1週間 ^{※1} 新規陽性者数（人口10万人当たり）】
4 ^{※2}	佐久【558人（272.97人）】、上田【450人（232.08人）】、 諏訪【575人（296.63人）】、上伊那【446人（247.92人）】、 南信州【380人（244.61人）】、松本【1,865人（440.20人）】、 北アルプス【289人（513.94人）】、長野【1,497人（281.02人）】、 北信【245人（296.81人）】
3	木曾【59人（231.59人）】

※1 令和4年9月14日から20日まで

2 「医療警報」発出中のため、圏域の感染警戒レベルの上限は4

2 目標

確保病床使用率25%を安定的に下回ることを目指す。

3 県民の皆様等へのお願い

- (1) 県民・事業者の皆様及び本県に滞在中の皆様は、別紙「新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い」に沿った行動をお願いします。
- (2) 9月下旬から10月下旬にかけて追加接種に使用するワクチンがオミクロン株対応型に順次切り替わりますが、現在使用しているワクチンでも重症化予防等一定の効果が得られますので、特に重症化リスクが高い方はオミクロン株対応ワクチンを待つことなく、今接種できるワクチンでの速やかな接種をご検討ください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。県民一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、協力してこの危機を乗り越えていきましょう。

新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い (医療警報発出中)

令和4年9月13日 長野県知事 阿部 守一
(令和4年9月22日 一部改定)

重症化リスクが高い方を守り、医療への負荷を軽減しながら社会経済活動を再生するために、皆様のご協力をお願いします。

1 「ご自身が感染しない。他者を感染させない。」ことを心がけてください

(1) 体調に異変を感じた場合等の対応

- 重症化リスクが高い方(65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方など)は、のどの痛み、せき、発熱などの症状がある場合は、速やかに診療・検査医療機関等^{*}へ相談の上、受診してください。

※ かかりつけ医等身近な医療機関や診療・検査医療機関

- その他の方は、上記の症状がある場合は、外出を控え、症状が続く場合は、診療・検査医療機関等へ相談の上、受診してください。
- 重症化リスクが低く、軽症の方は、できるだけ検査キットによる自己検査をお願いします。なお、自己検査で陽性になった20～40代^{*1}の方は、若年軽症者登録センター^{*2}のオンライン登録を積極的に利用してください。

※1 令和4年9月26日以降、「中学生以上65歳未満」に変更

2 令和4年9月26日以降、「軽症者登録センター」に変更

- 新型コロナは、無症状でも他者に感染させてしまうリスクがあるため、体調の異変がいったんおさまった場合でも、混雑した場所への外出やマスクなしでの会話など、リスクの高い行動は控えてください。

(2) 基本的な感染防止対策の徹底

- 屋内と屋外であっても近距離(2m以内程度)で人と会話するときは、不織布マスクを着用してください。
- 手洗い・手指消毒の徹底、換気の徹底、三密の回避は継続してお願いします。特に、エアコン使用時や自家用車内でもこまめに換気してください。

(3) ワクチン接種の検討

- 4回目接種の対象の方(60歳以上の方、基礎疾患のある方等で3回目接種から5か月経過した方等)は、重症化予防のため速やかな接種を検討してください。
- 若年層をはじめとする3回目までのワクチン接種がお済みでない方は、感染・重症化予防に加え、いわゆる後遺症からご自身を守るためにも、ぜひ接種をご検討ください。
- 9月下旬から10月下旬にかけて追加接種に使用するワクチンがオミクロン株対応型に順次切り替わりますが、現在使用しているワクチンでも重症化予防等一定の効果が得られますので、特に重症化リスクが高い方はオミクロン株対応ワクチンを待つことなく、今接種できるワクチンでの速やかな接種をご検討ください。



診療・検査
医療機関



ワクチン
県接種会場

2 状況に応じた「メリハリのある行動」を心がけてください

(1) マスク着用

場面に応じて適切に着用してください。屋外で近距離での会話をしない時は必ずしも着用していただく必要はありません。

(2) 会食

「新たな会食のすゝめ」を確認してください。「信州の安心なお店」等感染対策をとっているお店を選び、マスク会食や黙食を徹底し、大声での会話や長時間の利用を控えるなど、対策を講じながらお楽しみください。



会食のすゝめ

(3) 旅行

「新たな旅のすゝめ」を確認してください。感染リスクが高い行動はできるだけ控え、訪問先の都道府県等からの呼びかけに注意して行動してください。また、ワクチン接種や検査の活用により、安心なご旅行をお楽しみください。



旅のすゝめ

【感染警戒レベル4の圏域の皆様へのお願い】

感染警戒レベル4の圏域の皆様は、上記に加え、次の点にもご協力ください。

- 重症化リスクが高い方（65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方など。）及びその同居者・身近で接する方は、マスクを外しての会話や換気が不十分な場所等、感染リスクの高い場面・場所には十分注意してください。
- 重症化リスクが低く、軽症の方は、医療機関を受診する場合には、できるだけ平日にかかりつけ医や近隣の診療・検査医療機関を受診してください。

9月26日以降の発生届の限定化に係る県の対応について

R4.9.22
感染症対策課

1 国の見直しの概要

- (1) 重症化リスクの高い方を守るため、発生届の対象を次に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めていく
- ✓ 65歳以上
 - ✓ 入院が必要な方
 - ✓ 重症化リスクがありかつコロナ治療薬や酸素投与を必要と医師が判断する方
 - ✓ 妊婦
- ただし、日ごとの感染者数の総数と年代別の総数を毎日公表すること
届出対象とならない方への医療費の公費負担や支援物資などは継続可能
- (2) 今後の療養については、次の考え方に転換を図っていく。
- ✓ 軽症で速やかな自宅療養の開始を希望される方は、検査キットでセルフチェックし、陽性の場合は健康フォローアップセンター（本県の場合は軽症者登録センター）に登録、自宅療養を開始。体調変化時は健康観察センターに連絡し、必要に応じて医療機関を案内
 - ✓ 高齢者や基礎疾患、子ども、妊婦等で受診を希望する場合は、診療・検査医療機関を受診いただく

<発生届の対象者を限定した際の現在の対応との比較>

項目	現在の対応	発生届の対象者を限定	
		届出対象者 (ハイリスク者等)	対象外
届出	全員	全員	なし(人数と年代のみ)
みなし陽性の適用	あり	(あり)	あり
オンライン登録の適用	ハイリスク者以外	なし	あり
保健所等からの連絡	あり <small>※長野市はハイリスク者のみ</small>	あり	なし
法的な就業制限	あり	あり	なし
法的入院の適用・入院調整	あり	あり	あり(要発生届)
自宅療養要請の適用	あり	あり	あり
宿泊療養施設の適用	あり	あり	あり 〔保健所等で簡易な方法により陽性者であることを確認〕
患者の移送	あり	あり	
医療費公費負担の適用	あり	あり	
生活支援物資の提供	あり	あり	
保健所による受診調整	あり	あり	
保健所等への相談	あり	あり	なし (代替書類で対応)
保健所による療養証明書発行	あり	あり	

2 本県の対応

軽症者登録センター及び自宅療養者向け健康観察センターを引き続き運営しつつ、今後を見据え、陽性者が直接診断医やかかりつけ医へ相談・受診できる医療提供体制に移行する。

(1) 若年輕症者登録センターの対象年齢の拡大

若年輕症者登録センターの登録対象年齢を、現在の20～49歳から中学生以上～65歳未満に拡充し、医療機関の受診を希望しない方の速やかな自宅療養の開始をサポート

※重症化リスクの高い方や小学生以下の子どもは医療機関への受診を推奨

※若年輕症者登録センターの名称を軽症者登録センターに変更

※センターからの抗原定性検査キットの配布は生活困窮者に限定

(2) 自宅療養者への相談対応及び受診案内

- 引き続き、診療・検査医療機関増加の働きかけを実施
- 自宅療養者が県の健康観察センターを通さず、診断医やかかりつけ医、最寄りの診療・検査医療機関に直接相談・受診できる体制に移行（陽性者に配布するチラシに直接相談・受診するよう記載）
- 自宅療養者からの相談には、引き続き、健康観察センター（8:30-20:00）で対応
※夜間は、保健所及び受診・相談センター（24時間対応）
- 医療機関への受診を希望される場合や健康観察センターが受診の必要性を認めた場合は、患者情報を把握している診断医又はかかりつけ医への受診を案内
※診断医・かかりつけ医を受診できない場合は、最寄りの診療・検査医療機関を案内
- 保健所による対応が必要な場合は、センターで基本情報を聴き取った上で保健所に引き継ぐ

(3) 陽性者向け行政サービスの提供

- 発生届対象外の方の診断後の医療費については、引き続き公費負担を継続
- 重症化リスクの高い方を優先に、希望される方の宿泊療養施設への入所も継続
- パルスオキシメーターや生活支援物資についても、配布を継続

(4) 県民への連絡・周知

- 保健所又は健康観察センターから行っているファーストタッチは終了（発生届対象者への連絡は継続）
- 陽性者の方には、医療機関等から健康観察センターの連絡先や自宅療養時の留意事項等を記載したチラシを配布し、療養期間や症状悪化時等の相談先を周知

(5) 感染状況の公表・情報提供

- 毎日の陽性者数の公表を、保健所別年代別数、集団感染が疑われる事例のみに変更（市町村別陽性者数の公表は廃止）
- 毎日提供している市町村への総陽性者数や災害発生時用の自宅療養者情報の提供を終了

【参考1】 自宅療養者への対応

自宅療養者の区分		ファーストタッチ	健康観察	パルスオキシメーター	症状悪化時の受診※1
届出あり		医療機関にてチラシを配布+保健所・健康観察センターから架電	健康観察センターにより実施	健康観察センターから貸し出し	健康観察センターへ相談
届出なし	医療機関を受診	医療機関にてチラシを配付	自己観察を実施	症状悪化時に健康観察センターから貸し出し	診断を受けた医療機関またはかかりつけ医等へ直接相談・受診※2
	軽症者登録センター※3利用者	軽症者登録センターからチラシを送付	自己観察を実施	症状悪化時に健康観察センターから貸し出し	かかりつけ医等へ直接相談・受診※2

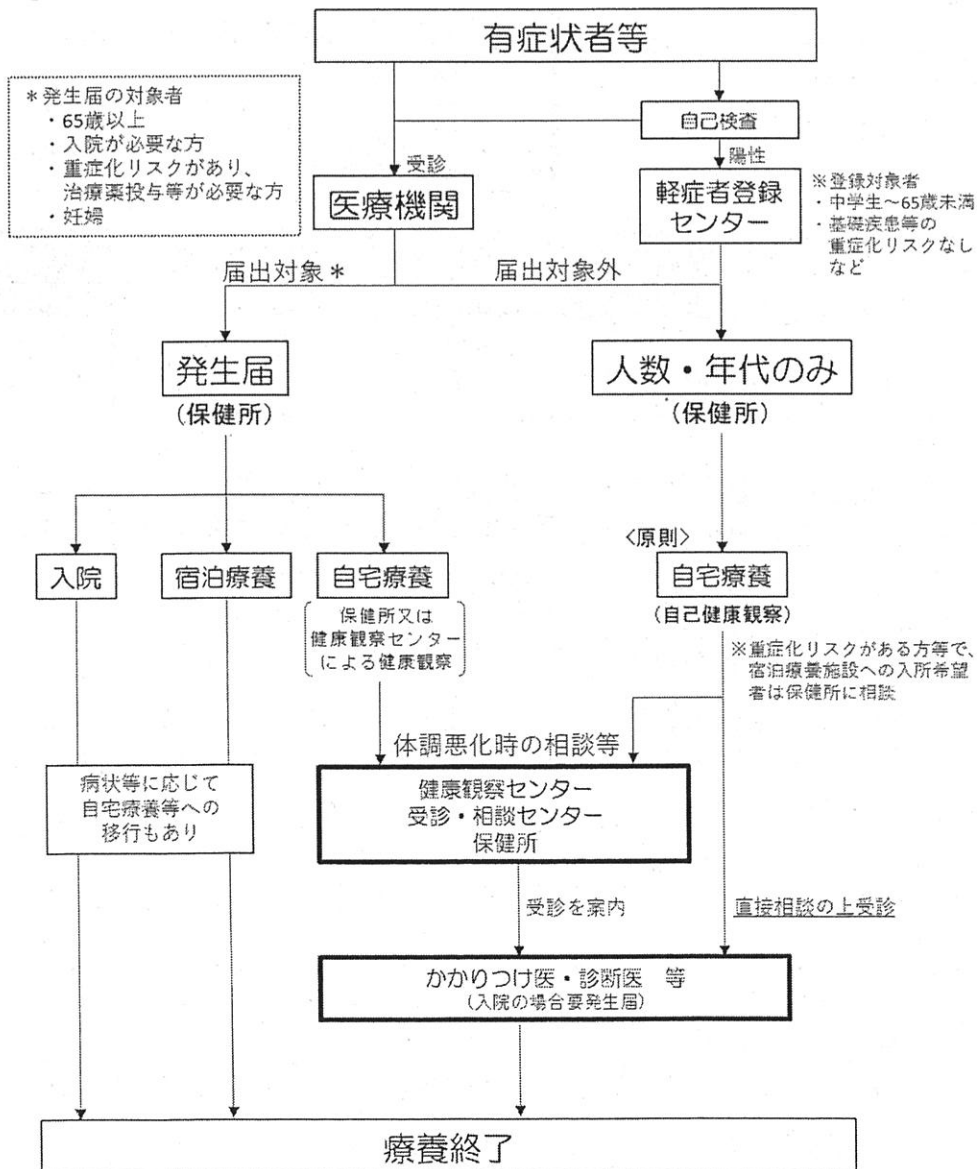
※1 呼吸困難、意識障害、けいれん等で急を要する場合は、119番

※2 休診日やかかりつけ医がないなど相談・受診ができない場合は健康観察センターへ相談

※3 軽症者登録センターの対象者は中学生以上65歳未満の重症化リスクがない軽症者で受診を希望しない者

- ・ お困りごとへのご相談は、引き続き健康観察センターにて対応
- ・ 診断後の医療費の公費負担や自宅療養者への生活支援物資の配布は、届出の有無に関わらず引き続き実施
- ・ 療養期間や療養時の注意事項、物資の配布等については、療養開始時に配布したチラシに記載

【参考2】 療養の考え方見直し後の運用イメージ



新型コロナウイルス感染症と診断された方へ



長野県PRキャラクター
「アルマ」
©長野県アルマ

必ず内容をご確認いただき、療養終了まで紛失しないようご注意ください。

※診断後の医療機関受診の際や生活支援物資のお申し込みの際などに、陽性者であることを確認する書類として、本チラシをご利用いただけます。なお、原則として再配布はできません。

様

診断日： 年 月 日

新型コロナウイルス感染症と診断しました。

あなたは、発生届の（ 届出対象 届出対象外 ）です。

あなたの療養開始日は、発症日の 年 月 日です。※未記入の場合は診断日
(無症状病原体保有者は検体採取日)

見本

医療機関名：

検査結果が陰性の場合、本チラシを破棄してください。

届出対象の方 保健所等から連絡あり

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方
- ④妊婦
- 診断された日の翌々日までに保健所又は長野県健康観察センターから電話でご連絡します。連絡があるまで本チラシをご確認ください。
- 連絡がない場合は、健康観察センター（下記相談先）にお問い合わせください。
- 体調悪化時やお困りごとは、健康観察センターにご相談ください。

届出対象外の方 保健所から連絡なし

左記①～④以外の方

- 原則自宅療養となります。本チラシをご確認の上、療養を開始してください。
- 宿泊療養施設への入所をご希望の方は、下の二次元バーコードをご確認ください。確認できない場合は健康観察センターにご相談ください。
- 体調悪化時など受診を希望する場合は、診断を受けた医療機関又はかかりつけ医にご相談ください。
- 開院時間外など相談・受診ができない場合やその他お困りごとは、健康観察センター（下記相談先）にご相談ください。

自宅療養について ※右下二次元バーコードの「自宅療養される方へのお願い」も併せてご確認ください。

- 体調の確認を行い、症状が強くなった場合や薬が必要な場合は、診断を受けた医療機関やかかりつけ医（開院時間内）にご相談ください。相談・受診先が無い場合は、下記相談先にお問い合わせください。

※呼吸困難、意識障害、けいれん等で急を要する場合は、119番に連絡をしてください。連絡をする際には、新型コロナウイルス感染症陽性者である旨を必ず伝えてください。

- 療養期間は、発症日（症状が出た日）を0日目として7日間になります。
例）9月1日に症状が出現した場合、9月8日までが療養期間
(症状が軽快してから24時間が経過していることも必要です。)

無症状の場合は、検体採取日を0日目として7日間になります。なお、5日目の抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に解除することができます。

※ただし、有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから高齢者等ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問を避ける、マスクの着用など自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。



自宅療養される方へのお願い

体調悪化時やお困りごとの相談先

健康観察センター（8:30～20:00 土日含む） 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇

（上記以外の時間帯）※体調悪化時のご相談以外はご遠慮ください。

〇〇保健所 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

療養にあたってのお願い

- 療養期間中は外出せず、同居する方とは生活空間を分け、家の中でも、マスクの着用、こまめな換気、共用するトイレ等の消毒など感染対策を実施してください。
※症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合は、短時間で公共交通機関を使用しないなど、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品の買い出しなど必要最小限の外出は可能です。
- 食料等の生活支援物資が必要な方は、右の二次元バーコードから申請するか健康観察センターまでご相談ください。
(症状が改善してから24時間経過している方や無症状の方で、車の運転が可能な方等は除く。)
- ご自身が以下の施設に勤務又は利用をしている場合は、必ず、新型コロナウイルス感染症と診断された旨を施設等に連絡してください。
－高齢者施設、障がい者施設、医療機関（勤務のみ）
- 発生届対象外の方には保健所で療養証明書を発行できません。本チラシやPCR等検査結果など、他の書類で代替可能か提出先にご確認ください。
- 災害発生時など、避難の必要を感じたら、市町村の避難所など、安全が確保できる場所にすぐに避難してください。避難所に避難する場合は、必ず受付で自宅療養者であることを担当者にお伝えください。また、災害が発生した場合に備え、お住いの市町村を確認するなど、あらかじめ避難先を確認してください。
- 感染可能期間中※1,2に接触があった方に、以下を説明してください。（同居者は下記参照）
 - ✓ 最終接触日を0日目として7日間は、毎日体温測定を行い、健康観察を実施してください。症状がみられたら、医療機関に事前連絡の上、受診してください。
 - ✓ また、高齢者や基礎疾患をお持ちの方との接触や、医療機関・高齢者施設等への不要不急の訪問、会食への参加を控えてください。
 - ✓ 濃厚接触※3があった場合は、最終接触日を0日目として5日間は出勤を含む外出自粛を検討してください。

二次元
バー
コード

※ 新型コロナウイルス
感染症と診断された方
にのみ公開します



接触者の方
へのチラシ

同居されている方について

見本

感染可能期間中に接触があった場合、濃厚接触者に該当しますので、健康観察と外出自粛をお願いします。

- 待機期間は、陽性者と最後に接触した日または感染対策を取り始めた日のいずれか遅い方の日を0日目として5日間（6日目解除）になります。
(例) 9月1日が最終接触の場合 9月6日まで。9月7日解除。)
※2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能です(保健所への報告は不要)。なお、出勤・登校等の可否は、職場等にご確認ください。
- 7日間が経過するまでは、毎日体温測定を行い、健康観察を実施してください。
- 症状がみられたら、かかりつけ医に電話で陽性者と接触があったことを相談の上、受診してください。
(かかりつけ医がない場合は、受診・相談センターに相談してください。)
- 生活必需品等の買い物は可能ですが、混雑していない時間帯にマスクの着用等感染対策をした上で、短時間で済ませてください。



受診・相談
センター

※1 感染可能期間とは、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前から療養終了日までの間をいい、周囲の方に感染させる可能性がある期間となります

※2 接触とは、屋内外問わず一緒に行動を共にしたこと等をいいます

※3 マスクを外して1m以内15分以上会話した、車に長時間同乗した、3密の場所で一緒にいた など

アンケート調査にご協力ください。

長野県では、今後の新型コロナウイルス感染症への対策に活かすため、感染場所の心あたり（同居内、学校など）を調査しています。無記名かつ短時間で済みますので、ご協力をお願いします。
※「利用者登録をせずに申し込む方はこちら」で回答いただけます。

二次元
バー
コード

※ 新型コロナウイルス
感染症と診断された方
にのみ公開します

